

府立学校における個人情報の適正管理について

対象受検機関：教育庁教育振興室高等学校課、支援教育課

| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項(意見) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------------------|-------------------|-----------|-------------------|--------|--------|--------|-------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------|--------|--------|-------|-------|--|-----------|-----------|-----------|-----------|---|--|
| <p>1 教育庁に対する個人情報の適正管理に係る過年度（H26）の監査結果について</p> <p>(1) 監査結果（委員意見）の要旨 教育庁において、平成26年度当時USBメモリの紛失等による個人情報の漏えい等の事案の増加を踏まえ、その是正を求める監査結果を发出 ① 個人情報を保護するためのルールの周知徹底 ② 各学校において、教職員研修を実施するなど、現場レベルの個人情報保護意識を醸成するための効果的な取組の実施。</p> <table border="1" data-bbox="290 688 1121 789"> <tr> <td>平成25年度</td> <td>7件（うちUSBメモリの紛失5件）</td> </tr> <tr> <td>平成26年9月時点</td> <td>7件（うちUSBメモリの紛失4件）</td> </tr> </table> <p>(2) 監査結果に対する措置報告 教育庁では監査結果を受け、 ① USBメモリ等の外部記録媒体への個人情報の保存禁止 ② 全ての府立学校における教職員研修の実施 など是正した旨の措置報告を提出。（H27.10月受理）</p> <p>2 府立学校における個人情報の漏えい等の事案発生件数 過年度の監査結果（H26）に対する措置報告後も毎年度、各学校から個人情報の漏えい等の事案が多数報告されている。</p> <p>(1) 府政情報室への報告件数</p> <table border="1" data-bbox="278 1146 1374 1276"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16 (0)</td> <td>16 (2)</td> <td>22 (1)</td> <td>18 (4)</td> <td>11 (1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 府政情報室が全庁分を取りまとめている「個人情報の漏えい等の事例」から府立学校分を抽出 ※ 下段のカッコはUSBメモリ等の外部記録媒体（下表も同様）</p> <p>(2) 教育振興室が把握している府立学校における「個人情報の流出等の事案発生件数」 (各学校からの報告件数)</p> <table border="1" data-bbox="278 1472 1374 1602"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>86 (4)</td> <td>69 (1)</td> <td>56 (4)</td> <td>57 (2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 上記(1)と(2)の件数が乖離している理由 教育庁では個人情報の漏えい等の事案が発生した場合については、大阪府教育委員会における個人情報の取扱い及び管理に関する要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、個人情報取扱事務総括者（教育次長(以下「総括者」という。))及び補助者（教育総務企画課広報議事グループ課長補佐）へ報告（府政情報室へは補助者より報告）することとされているが、高等</p> | 平成25年度 | 7件（うちUSBメモリの紛失5件） | 平成26年9月時点 | 7件（うちUSBメモリの紛失4件） | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 16 (0) | 16 (2) | 22 (1) | 18 (4) | 11 (1) | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | | 86 (4) | 69 (1) | 56 (4) | 57 (2) | <p>1 各学校から報告のあった個人情報の漏えい等の事案について、総括者・補助者（教育総務企画課）及び統括者（府政情報室）へ全件報告されていない。</p> <p>2 これまでの対応や取組みに以下のとおり十分でない点が見られる。また、点検・監査についても、定期的には実施しているが、漏えい事案が常態化しており、十分に機能していない。 (1) USBメモリへの個人情報の保存・使用等、個人情報の取扱いに関するルールの遵守が徹底されていない。 (2) セルフチェックシートの活用実態が把握されていない。 (3) 教職員研修終了後に実施しているアンケート調査結果について、高等学校課・支援教育課では把握していない。また研修による効果の測定方法が統一されていない。 (4) 教職員一人ひとりにおける個人情報管理やその取扱いについて、重要性の理解度を分析・検証する仕組みが整備されていない。</p> <p>3 禁止されているUSBメモリへの個人情報の保存などルールを遵守していない教職員によって個人情報の漏えい等の事案が発生していることに対し、その指導等の対応が十分に行われているか懸念がある。</p> | <p>1 各学校から報告のあった個人情報の漏えい等の事案について、総括者・補助者（教育総務企画課）及び統括者（府政情報室）へ全件報告されるよう現状の連絡・報告体制を精査・整備し、全事案について、報告が徹底されるよう直ちに改善されたい。</p> <p>2 教職員一人ひとりにおける個人情報の適正管理・取扱いのルールの遵守や意識の向上を図るため、漏えい等の事案発生の原因を分析・検証し、セルフチェックシート活用の実効性の確保や教職員研修後における全校共通様式によるアンケート結果の集約等、必要な対応と取り組みを行われたい。また、点検・監査については、ルールの遵守状況を確実に確認できるよう、その実効性をより高めるため現状の手順や手法（実査）等を改善されたい。</p> <p>3 不適切な個人情報の管理・取扱いが認められた教職員に対しては、事案の重みや原因など、その状況に応じた指導等の在り方について検討されたい。</p> |
| 平成25年度 | 7件（うちUSBメモリの紛失5件） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成26年9月時点 | 7件（うちUSBメモリの紛失4件） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16 (0) | 16 (2) | 22 (1) | 18 (4) | 11 (1) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 86 (4) | 69 (1) | 56 (4) | 57 (2) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

学校課及び支援教育課においては、各学校から報告のあった漏えい等の事案について、報道提供の可能性があると判断した事案についての報告は実施していたものの、(注) それ以外の事案については、報告が徹底されていなかった。

(注) 「それ以外」とは、被害生徒等の保護者が報道提供を固辞した場合や一時的な紛失事案

(4) 府政情報室への報告について

要綱では、個人情報の漏えい等の発生・報告を受けたときは、直ちに、総括者、補助者及び個人情報取扱事務統括者(府政情報室長(以下「統括者」という。))へ報告することが定められている。この規定は個人情報の漏えい等の事案が発生した場合について、当該事案の報道提供の有無にかかわらず全件報告することを定めているものであるがなされていなかった。

(個人情報の漏えい等の事案は全件、府政情報室へ報告され、庁内で情報共有される。)

(5) 近年における漏えい事案の主な事例

- 中間考査の答案を紛失(答案は鍵のかかる場所で保管すべきところ、怠っていた)[R 3]
- 原則としてUSBメモリに個人情報を保存してはいけないルールであるにもかかわらず、私物のUSBメモリに個人情報を保存・紛失[R 2]
- 生徒の個人情報が記載された資料を綴じている個人ファイルを無施錠のロッカーで保管・紛失[R 2]
- 個人情報を保存した外付けハードディスクを扉や鍵のついていない棚で保管・紛失[R 元]

3 府立学校における個人情報の適正管理に関する主な取組

- 校長・教頭を対象とした研修を毎年度実施している。
- 「個人情報の適正管理のために(以下「啓発冊子」という。)」の作成・配付(平成30年9月)
※ 啓発冊子は、個人情報の適正管理の手順と、過去の個人情報漏えいから学ぶべきポイントが事例ごとにまとめられている。また、同冊子には「個人情報の適正管理のためのセルフチェックシート(以下「セルフチェックシート」という。)」が添付されている。
- 各学校に対し、啓発冊子を活用した教職員研修を毎年度実施するよう指示している。
- 教職員研修終了後は研修による理解や認識についてのアンケート調査を各学校ごとに実施している。アンケートは全府立学校共通の様式ではなく、研修による効果を把握・評価する上での測定方法は統一されていない。また、アンケート調査による評価(研修の効果等)について高等学校課・支援教育課では把握されていない。

4 個人情報の管理・取扱いに関する点検・監査

府立学校では個人情報の管理・取扱いに関する点検を実施。また、府立学校における個人情報の管理状況について、総括者による監査を実施している。

(1) 点検

- 個人情報取扱事務管理者(校長(以下「管理者」という。))は学校が保有する個人情報が記録されている媒体、処理経路、保管方法等について定期的に又は随時に(特定個人情報を取り扱う事務にあっては定期的に及び必要に応じ随時に)点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括者に報告することとなっている。(各学校は年1回点検を実施している。)

(2) 監査

- 総括者は、各学校が保有する個人情報の管理の状況について、定期的に又は随時に（特定個人情報を取り扱う事務にあつては定期的に及び必要に応じ随時に）監査を行う。
- 各学校の監査については、当該学校を所管する教育庁の各所属に対し、補助者と調整の上、計画的に実施させ、その結果を報告させることとなっている。
- 監査は総括者から指定を受けた施設財務課が各学校の定期査察時（全府立学校 182 校[令和 2 年 5 月 1 日現在]を 3～5 年程度の周期で巡回）において実施している。また、その際、管理者による点検の実施状況について確認している。
- 上記、点検・監査については、要綱で定める指定様式により実施しているが、「セルフチェックシート」の活用実態や USB メモリへの個人情報の保存状況について、確認は行われていない。

5 USBメモリ等への個人情報の保存・紛失

(1) 紛失事案の発生状況

- 「USBメモリ等への個人情報の保存は禁止」されているにもかかわらず、USBメモリ等に保存・紛失といった事案が発生している。

| 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|----------|----------|---------|---------|
| 4 件 | 1 件 | (注) 4 件 | 2 件 |

(注) 令和元年度の 4 件には外付けハードディスク 1 件、ビデオカメラ 1 件を含む。

(2) 実態調査

USBメモリ等の外部記録媒体への個人情報の保存を禁止した以降もUSBメモリに個人情報を保存し紛失したといった事案が続いていたことから、令和元年 6 月に府立学校の全教職員を対象にした「USBメモリに生徒の個人情報を保存しているかどうかの実態調査」を実施したところ、1,531 個のUSBメモリに個人情報が保存されていた。

① 調査結果

| | |
|---|-----------|
| a 学校が管理・所有するUSBメモリに保存 ⇒ 「485 個」 | } 1,531 個 |
| b 教職員（私物）のUSBメモリに保存 ⇒ 「755 人（延べ 1,046 個）」 | |

② 対応

- 実態調査により保存していると回答した教職員に対して、保存している個人情報を全て消去するよう指示し、消去作業の完了については消去完了報告書の提出を求め確認した。
なお、保存していると回答した教職員に対する再発防止のための指導・処分案件とはしていない。
- 校外での学校説明会などで使用する写真や動画等、業務上必要がある場合は、「校長の書面による許可」を受けた場合に限り、例外的にUSBメモリ等の外部記録媒体への個人情報の保存・持ち出しを可とすることとされた。

| | | |
|---|--|--|
| <p>(3) 実態調査以降における事案の発生状況 令和元年度のUSBメモリ実態調査以後もUSBメモリへの保存・紛失（令和2年度2件）が発生しており、また、その内1件の事案は「校長の書面による許可」を受けたものではなかった。</p> | | |
|---|--|--|

監査（検査）実施年月日（委員：令和3年8月2日、事務局：令和3年6月8日から同年7月6日まで）